第 6103 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行
リーダァスクラブFAXニュース
(2018年)平成30年12月14日 金曜日

発行所
三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士　三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6　TEL：06-6209-7191　WEB：http://www.zeirishi-miwa.co.jp

♤ 配偶者控除と配偶者特別控除

Q：配偶者控除と配偶者特別控除が変更になったとか。どのようになったのですか？

A：次のようになりました。

【解説】

【配偶者控除の改正】

これまでは、給与所得者本人の合計所得金額にかかわらず、給与所得者に控除対象配偶者（合計所得金額が38万円以下の人）に該当する人がいる場合に適用が受けられましたが、平成30年分以後は、給与所得者本人の合計所得金額が1,000万円を超えると適用が受けられなくなりました。

また、給与所得者本人の合計所得金額が900万円超1,000万円以下の場合は、合計所得金額に応じて控除額が逓減することとなっています。

【配偶者特別控除の改正】

配偶者特別控除と対象となる配偶者の合計所得金額は、これまで38万円超76万円未満でしたが、平成30年分以後は、38万円超123万円になりました。

したがって、配偶者の合計所得金額が76万円を超える場合であっても、123万円以下であれば、配偶者特別控除の適用を受けることができることとなります。

ただし、配偶者控除と同様に、給与所得者本人の合計所得金額が1,000万円を超えると配偶者特別控除の適用は受けることができません。